

# 一般社団法人日本ハンドセラピィ学会 学会誌 投稿規定

## (趣旨)

**第1条** 本規定は、一般社団法人日本ハンドセラピィ学会（以下、本学会）が発行する学会誌について、論文投稿に関する事項を定めたものである。

## (種類)

**第2条** 本学会誌は、学術集会発表投稿論文、自由投稿論文、依頼論文などを掲載する。

## (著者資格)

**第3条** 筆頭著者は、本学会の会員であることとする。ただし、投稿時点において当該年度の会費未納者には投稿資格がない。

- 2 共同著者は、日本ハンドセラピィ学会の会員であることと問わない。
- 3 学術研究委員会が依頼する論文の著者については、日本ハンドセラピィ学会の会員を問わない。
- 4 著者の数は、原則として筆頭著者含め6名とする。

## (論文著作権)

**第4条** 論文の著作権は採用が決定した時点で、本学会に譲渡されるものとする。

- 2 本学会は、学会誌の普及・周知（SNS等による広報を含む）を目的として、本学会ホームページ、J-STAGEおよび公式SNSその他の媒体において、当該論文の書誌情報、抄録、図表または本文の一部について、出典を明示したうえで、無償で掲載・配信し、必要な範囲で要約・編集・サムネイル作成等の翻案を行うことができるものとし、著者はこれに関し著作者人格権を行使しないものとする。

## (投稿者の責任)

**第5条** 論文投稿者は、論文の題名、著者名、所属、内容など、著作権を除く全ての事項について責任を負う。

- 2 他誌や他書から図・表を転載する場合は、著作権者や出版社の許諾が必要であり、その手続きに関する責任は全て投稿者が持つこととする。なお、転載の承諾を得たうえで、図・表の説明文に出典を明記する。

## (多重投稿の禁止)

**第6条** 投稿論文は未発表のものとし、他雑誌に掲載されたものならびに他雑誌に投稿中のものと同じ内容の論文は投稿できない。

## (倫理的配慮)

**第7条** 研究の計画、実行、分析、論文作成などの過程において、個人の尊厳、人権の尊重などの倫理的配慮を十分に行い、以下のことを遵守しなければならない。

- (1) 研究対象者に対して、研究や報告について十分な説明と同意を得ること。
- (2) 研究対象者が特定されないように個人情報保護に配慮すること。

## (利益相反)

**第8条** 本文の末尾に利益相反の有無について明記すること。

- 2 研究助成を受けている場合は、その旨を明記すること。

## (論文の投稿先と投稿期間)

**第9条** 投稿論文は、本学会ホームページ (<http://jhts.or.jp/>) の機関誌/投稿からオンラインで受け付けるものとする。

2 学術集会発表投稿論文の投稿受付は、学術集会開催年度の7月31日までとする。それ以降は学術集会発表論文であっても自由投稿論文扱いとし、隨時受け付けるものとする。

(審査および採択)

**第10条** 投稿論文の採否は、認定ハンドセラピストで構成される査読者による査読結果を基に編集委員が判断し、学術研究委員会の議を経て決定する。

2 学術集会発表投稿論文は2名、自由投稿論文は3名の査読者による査読を受ける。

3 修正を要すると判定された投稿論文は、指定された期日までに修正、再投稿されない場合においては不採用となることもある。

4 本規定に違反している場合は、不採用とする。

(論文の受理)

**第11条** 論文は、投稿した日を受付日とし、採用が決定した日を受理日とする。

(論文データファイル)

**第12条** 論文データファイルは、(1)著者情報、(2)要約、(3)本文、(4)図・表・写真(鮮明な画質)とこれらの説明文で構成される。

2 著者情報は、著者名、著者所属名、連絡先(氏名、住所、電話番号、Eメールアドレス)を記載する。

3 要約は、表題、ランニングタイトル(25文字以内)、keyword(5個)、要約を記載する。なお、学術集会発表投稿論文の場合は、「第〇回学術集会発表投稿論文」を記載する。

4 図・表・写真は、カラーで掲載を希望する場合は、カラーで投稿し、白黒で掲載を希望する場合は、白黒で投稿する。

5 投稿する論文原稿データファイルの形式と書式およびその体裁については、別に定める執筆要項に従うものとする。

(校正)

**第13条** 著者は、校正の通知後、指定された期間内にこれを完了させ、その後の変更は認めないものとする。

2 校正は、誤字脱字等の修正だけで、新たな加筆、改編は認めない。

3 論文中の用語、字句、表現などにつき著者の承諾を得ることなく修正することがある。

(掲載料)

**第14条** 掲載料は無料とする。

#### 附則

1 本規定の変更は本学会理事会にて行う。

2 本規定は、2016年4月25日から施行する。

3 この改定規定は、2017年4月29日から施行する。

4 この改定規定は、2022年4月18日から施行する。

5 この改定規定は、2025年9月7日から施行する。